

石綿含有建材に関する事前調査を行うための調査者資格の取得を必要とする石綿障害予防規則の施行まで3か月となりました。山口建設安全教育センターでは、山口県内で数少ない教習機関として今後も施行までの間、受講者の方の便宜を図りながら毎月当該講習を開催します。

解体、改修作業時に必要となる石綿作業主任者技能講習の開催について、6月13日から受付を開始したところ、早速お申し込みをいただき、第1回の8月1・2日開催分については定員に達しました。これから受講を希望される方は、9月以降の開催分について申し込みください。

これからも石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習・石綿取扱い作業特別教育の3講習を対面で一貫して行う県内唯一の講習機関として、皆様のご要望に応じてまいりますのでご用命ください。

高所作業に従事される方で、フルハーネス型安全帯特別教育を未修了の方はご検討ください。

### [山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
5	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
6	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町 1-14-51	20人	
7	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	
8	10月上旬(調整中) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	周南会場 (周南市又は下松市) ※7月上旬に決定します	40人	

### [山口労働局長登録第171号] 石綿作業主任者技能講習(助成金対象)の開催予定 受付中

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	8月1・2日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人 定員につき 募集締切り	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
2	9月4・5日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	

### 石綿取扱い作業特別教育(助成金対象)開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	7月20日(木) 9:30~15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	受講料 7,000円 テキスト代 979円
5	8月21日(月) 9:30~15:20	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	

### フルハーネス型安全帯特別教育(助成金対象)開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	8月25日(金) 9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-21	40人	受講料 9,000円 テキスト代 979円

## 建築物の解体、改修作業を行うために必要な資格をご存じですか？

石綿については、作業で微細な粉じんを吸入することで数十年経過後肺がんや中皮腫等のがんを発生することが認められています。過去段階的に使用が禁止されてきましたが、未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、今後の解体・改修時期を迎え、作業環境のみならず生活環境への飛散を確実に防止しなければなりません。

### 【建築物石綿含有建材調査者講習】 ◆解体や改修工事等の作業を開始する前の調査に必要な資格です

建築物の解体、改修作業を開始する前に石綿の有無について調査を行い、根拠をもって有無を判定し、あれば必要な対策方法を策定し、その概要について労働基準監督署及び県の大气汚染防止法所掌担当部署に届け出ることが必要です。この調査を行う者については、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査講習を修了した者で行うことが義務付けられています。建築物石綿含有建材調査講習では、労働局の登録を得て、石綿の有害性、関係する法令、様々な建材の種類、報告書の作成の仕方について、丁寧に説明し、必要な知識の習得を図るための講習を行います。

### 【石綿作業主任者技能講習】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事の指揮監督等を行う際に必要な資格です

作業に従事する作業員に対し、作業方法を決定し、必要の工具や呼吸用保護具等の点検、使用について現場で指揮管理する石綿作業主任者の役割は、石綿による重大な疾病を予防するため、重要となります。石綿作業主任者技能講習では、必要な知識の習得を図るための講習を行います。当該講習を修了することで、前記の石綿含有建材調査者講習の受講資格を得ることが出来、一部科目の免除、受講料の減額を受けることが出来ます。なお、石綿作業主任者技能講習の受講資格要件はありません。

### 【石綿作業従事者特別教育】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な資格です

石綿含有建材の解体や改修工事の作業に従事する作業者を対象に、作業方法や保護具の使用等に係る知識を取得し、作業するために必要な教育です。当センターでは事業主に代わってこの教育を開催します。

## 石綿含有建材調査者講習の受講要件

石綿調査者講習を受講するためには、以下に掲げる受講要件があります。作業従事年数に足りないことから受講できない方は、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講が可能となりますので、ご確認ください。

### ● 講義を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします

- ① 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ③ 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
- ⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑥ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- ⑦ ～ ⑫ 省略

**お知らせ** 石綿作業主任者技能講習の登録が整い、募集を開始したところ、早速多くの申し込みをいただきました。当センターでは、ご要望に応じて各種講習の臨時開催をしています。一定人数の受講者があれば出張開催をいたしますので、お問い合わせください。人材開発支援助成金やCPDS等各種証明書を作成を必要とされる方は、対応しますので事前にお申し付けください。